

## J F Aサッカー施設整備助成事業事務取扱要領

### 第 1 目 的

公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という。）が施行する「J F Aサッカー施設整備助成事業 2023」を実施するに当たり、公益社団法人岩手県サッカー協会（以下「I F A」という。）としての事務取扱について定めるものであり、「J F Aサッカー施設整備助成金 2023 交付要項」、「J F Aサッカー施設整備助成事業 2023 実施要領」「J F Aサッカー施設整備助成事業 2023 概要説明書／手引き書」の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 助成対象事業

1 岩手県における助成対象事業は、「J F Aサッカー施設整備助成事業 2023 実施要領」に定める事業のうち、下記事業のみを対象とする。

1) 地区サッカー施設整備助成事業

### 第 3 事業の要望

1 J F Aサッカー施設整備助成事業 2023 概要説明書／手引き書に定める助成対象者が実施を希望する場合は、別に定める様式により事業実施計画概要書を、I F A会長へ提出するものとする。

2 1の内、希望者がクラブの場合は、別に定める様式により団体概要書並びに自治体又は地区・市町村協会から別に定める計画に合意している旨の書類を取得し、併せてI F A会長へ提出するものとする。

### 第 4 事業計画の採択審査

1 助成対象者から提出された事業実施計画概要書は、I F A理事会において内容を審査し、事業採択の優先順位をつける。

2 会長は、予算の範囲内で優先順位上位の助成対象者に対し、事業実施主体として承認した旨の通知を「採択を実施した理事会」の終了1カ月後までに行うものとする。

3 承認した優先順位上位の助成対象者の中から、事業取組み辞退者が出た場合は、優先順位の次点の者を事業実施主体として承認・通知する。

4 優先順位の次点がない場合は、新規対象者を受付、都度1から3の手続きに沿って手続きする。

5 なお、1に定める理事会の審査の前に、ヒアリング・現地調査を行う場合がある。

### 第 5 事業の実施期間

1 対象となる事業は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までに着手することが可能な事業とする。

2 事業の施工期間は、原則として事業着手した年度の年度末までとする。

### 第 6 予算枠

1 この助成事業の予算は、J F AからI F Aに配分された1億円の予算を充てるものとする。

### 第 7 助成金の額

1 助成対象経費の限度額については、「J F Aサッカー施設整備助成事業 2023 実施要

領」に定める額とする。

- 2 助成金の上限額については、「JFAサッカー施設整備助成事業 2023 実施要領」に定める額とする。

#### 第 8 施設整備・運営計画の承認

- 1 JFAサッカー施設整備助成事業 2023 のうち、地区サッカー施設整備助成事業を実施しようとする事業主体は、別に定める様式により「地区サッカー施設整備・運営計画書」を作成し、IFA会長に提出し承認を受けるものとする。

但し、計画書の作成にあたっては、事業実施主体はIFAと十分協議の上、両者の同意に基づいて作成するものとする。

- 2 施設整備・運営計画に添付しなければならない書類は下記のとおりとする。
  - (1) JFAサッカー施設整備助成事業 2023 概要説明書・手引き書に定めるもの
  - (2) その他IFAが必要と認める書類
- 3 IFA会長は、承認した施設整備・運営計画書をJFAに提出し承認を受けるものとする。

#### 第 9 助成金の申請

- 1 IFA会長から施設整備・運営計画の承認を受けた事業実施主体は、施設整備・運営計画書と併せて、助成金申請書をIFA会長へ提出するものとする。
- 2 IFA会長は、事業実施主体から提出された助成金申請書を、内容を精査の上JFAへ提出する。

#### 第 10 申請期限

- 1 施設整備・運営計画及び助成金の申請は、原則締切を設定しない。ただし、第6で定める予算の上限が、第5で定める期限内に達した場合申請受付を終了する。
- 2 事業を実施する年度とは、原則として第3で承認された事業実施計画概要書に記載された年度とする。

#### 第 11 施設整備・運営計画の変更

- 1 事業実施主体は、承認を受けた施設整備・運営計画について、次の場合にあっては第4の例により施設整備・運営計画の変更の手続きを行うものとする。
  - (1) 事業の中止または延期
  - (2) 助成対象となる事業の内容の変更であって、次に掲げるもの
    - (ア) 事業実施主体の変更
    - (イ) 事業実施時期の変更
    - (ウ) 施設の規模、仕様の変更
    - (エ) 施設の設置場所の変更
  - (3) 事業費又は助成金額の30%を超える減
- 2 1の(1)から(3)までに該当しない場合であっても、承認を受けた施設整備・運営計画に変更が生じる場合は、事前にIFA会長に報告するものとする。

#### 第 12 事業の完了報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後20日以内に別に定める様式により、事業完了報告書をIFA会長に提出するものとする。
- 2 IFA会長は、事業完了報告書を受領後1ヶ月以内に現地確認調査を実施する。

### 第13 助成金の額の確定

- 1 助成金の額については、IFAが事業完了報告書受領後に実施する現地調査及び書類審査の結果が、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合していると認めた場合に、交付すべき金額を確定して通知する。

### 第14 附則

この要綱は、令和6年3月2日より施行する。